

日本運動器疼痛学会における利益相反(COI)開示基準

2022.11.14

日本運動器疼痛学会役員の COI 自己申告書及び論文投稿、学会発表における COI 自己申告書を提出する必要がある場合の金額については、以下の通り、それぞれの開示すべき事項について基準を定める。

1.報酬額 企業・法人組織や営利を目的とした団体(以下、企業・組織や団体という)の役員・顧問 職については、1つの企業・組織や団体からの報酬額が年間 100 万円以上とする。

2.株式の利益 株式の保有については、1つの企業についての定められた年限内での株式による利益(配当、売却益の総和)が 100 万円以上の場合、あるいは当該全株式の 5 パーセント以上を 所有する場合に申告する。

3.特許使用料 企業・組織や団体からの特許権使用料については、1つの権利使用が年間 100 万円以上とする。

4.講演料・原稿料・指導料など 企業・組織や団体から、会議の出席(発表)に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当(講演料など)については、1つの企業・組織や団体からの年間講演料が合計 50 万円以上とする。企業・組織や団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料については、1つの企業・組織や団体からの年間の原稿料が合計 50 万円以上とする。

5.研究費・助成金などの総額 企業・組織や団体が提供する研究費については、1つの企業・組織や団体から医学研究(受託研究費、共同研究費、臨床試験など)に対して支払われた総額が年間 200 万円以上とする。

6.奨学(奨励)寄附金などの総額 企業・組織や団体が提供する奨学(奨励)寄附金については、1つの企業・組織や団体から、申告者個人または申告者が所属する部局(講座・分野・領域)あるいは研究室の代表者に支払われた総額が年間 200 万円以上の場合とする。

7.企業などが提供する寄付講座 企業・組織や団体が提供する寄付講座に申告者らが所属している場合とする。

8.旅費・贈答品などの受領 その他、研究とは直接無関係な旅行・贈答品などの提供については、1つの企業・組織 や団体から受けた総額が年間 5 万円以上とする。

本基準は、「日本整形外科学会における事業活動の利益相反(COI)に関する指針」を参照に作成